

平成10年5月商工農林常任委員会 5月21日

(鈴木和夫 君) おはようございます。せんだって五月の十三日でしたか、午前中に泉佐野コスモポリスの民事調停が成立いたしましたして、二百億円を超える負担をするというようなことをやりまして、午後には、今回この問題になっております信用組合の再編ということで大阪府が三百億円を出すという。夕方のテレビでは、ともかく大阪府が二百億、三百億というふうな、財政危機の中で大変大きな公的負担をするという、こういうような報道がテレビでありまして、私の方にも府民の方から電話ありまして、大阪が大変財政厳しい言いながら、どこにそんな金あるねんと、こんなような話がありまして、大変わかりづらい状況かと思えます。

おとついでしたか、知事さんの給料が十五万円ということで、片一方で、そしたらそんなことするんやったら知事さんの給料上げたれやと、こんな電話もきのういただいたぐらいでございまして、府民からしますと、今現在の大阪府そのものの状況が大変わかりにくい状況かと思えます。

そういったことから見まして、私の方からは、事実関係につきまして数点にわたりまして御質問申し上げたいと思えます。

最初は、先ほど話がありました一千億円規模の経営安定化基金の問題が一つであります。それから、二つ目が大阪府の指導監督責任の問題、それから三点目が現信用組合、特に破綻している信用組合の経営問題につきまして、四点目が再編後の信用組合の経営につきまして、大きくこの四点につきましてお尋ねを申し上げたいと思えます。

最初の安定化基金についてでありますけれども、一千億円の規模で行うという、まあ一千億円の規模が妥当かどうかは別といたしまして、大阪府が三百億、全信組連が三百億、それから幸福銀行が百億、あと残りの金融機関で三百億ということでございますけれども、私わからなかったのは、どうして大阪府が三百億であり、全信組連が三百億なのか、そして幸福銀行百億なのか、この辺についての最終基準というか、どういう根拠で決められたのか、最初にお尋ね申し上げたいと思えます。

信用組合管理監(山田信治 君) 我々が基金の組成を検討いたします場合に、議会からも御指摘をいただいておりますこともあり、基金に対する大阪府の負担を全体として応分な負担、適正な負担であるべきというふうに考えまして、検討を進めてまいりました。本府として、全体仮に十必要とすれば、その三分の一程度の負担が適正規模ということを前提といたしまして、その同額を全信組連に求め、幸福銀行に対しましては、幸福銀行系グループの処理に必要な資金の拠出のために百億円拠出を求めたということでございまして、具体的に明確な基準といえますか、そういうものをもってそれぞれの負担を決定したわけではございません。

(鈴木和夫 君) そうしますと、大阪府が三分の一、約三百億を負担するという根拠はないということですか。

信用組合管理監(山田信治 君) 根拠として、三分の一程度が今回の再編策に対する本府の役割として適正ではないかというふうに判断したということでございます。

(鈴木和夫 君) 適正 - - ちょっとよくわからないんですけども、三分の一をこういう形で公的な機関が負担せられないという基準というのは、どこかにあるわけですか。それ、ないわけでしょう。

信用組合管理監(山田信治 君) そのような基準はございませんけれども、本府の再編案が、信用組合と取引をいたしております府下の中小零細企業の資金供給機能を確保すると、中小企業の安定化対策としての性格を色濃く持っております関係上、それに対応する部分として、大阪府の負担が三分の一程度というふうに我々が考え、まとめ上げたということでございます。そういった基準はございません。

(鈴木和夫 君) そうしますと、大阪府が三百億出すかどうかにつきまして、これからの府議会の論議もあるわけですが、この全信組連ですか、このことによって三百億が既に決まったのかどうか、そしてあとの幸福銀行さんの百億が既に正式に決まってるかどうか、お尋ね申し上げたいと思えます。

信用組合管理監（山田信治 君） 正式な意思決定レベルにまでは現在達しておりませんが、責任ある役員との間においてほぼ確度の高い約束事というふうに、我々としては認識をいたしております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、どうして正式に決定の時点での発表というか、そういうところまで積み上げた形での発表がなかったのか、こういう形での見切った発表と申しますか、そういうふうに思えるわけですが、それについてはどういうふうに思われるのか。

信用組合管理監（山田信治 君） 再編策につきましては、既に御承知のように、本年四月一日から早期は正措置が実施をされておまして、資産内容を正確に反映した決算が要請をされております。その決算を明らかにする総代会が六月に準備をされておまして、それまでに再編策の全体像をお示しをする必要があるというふうに考え、五月十三日にお示しをさせていただいたところでございます。

今回の再編策は、基金の組成は極めて重要な課題でございますけれども、全体としての再編策でございます、その再編策を実行していくためには一定期間を要しますので、基金の意思決定レベルでの実質的な確定を待って再編策を発表するというのでは、時期的に大きくずれてしまうという結果になります。したがって、我々としては、本府として基金の組成に対して一定の見込みを立てた上で発表させていただいたということでございます。

（鈴木和夫 君） そうしますと、一千億のうちの七百億はわかりますけど、残りの三百億がまだ不透明なままで来ているわけございまして、どこの金融機関がなされるのかも発表されておられません。新聞等の報道によりますとすべて書いておるんですけども、行政としては発表しておられない理由は何なのか、お尋ねしたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 支援要請をいたしております民間金融機関のそれぞれの意思決定レベルの差がございまして、それぞれの機関から、要請しておる金融機関名、あるいは要請金額等について発表を差し控えてほしいという要請がございましたので、やむを得ず、名前を現時点で我々から明らかにしていないという状況でございます。

（鈴木和夫 君） そうしますと、どういう理由で煮詰まらないのか。それがレート、利息の問題なのか、諸般のいろんな事情があると思うんですが、そのことについてわかる範疇でお答え願いたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） それぞれの民間金融機関の内部的な事情でございますので、我々として明確に、こういった事情だという形でここではちょっと申し上げられない。むしろそれぞれの民間機関の意思決定を行っていくための内部手続上の事情の中で、そういった要請があったものというふうに認識をいたしております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、ちょっとお尋ねしたいんですけども、関西に大手の都銀があるわけございまして、せんだってのコスモにつきましても六行ほどの金融機関がありまして、具体的に大和銀行あるいは住友銀行、三和銀行等の銀行がどういうふうに、実際府としてされたのか、あるいはどういう交渉になったのか、お答え願いたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 現時点で基金に対する支援要請をいたしております金融機関は、過去、府下信用組合と何らかの形で経営上の関係を持った民間金融機関に限定をいたしておまして、そういう過去府下信用組合と関係のあった民間金融機関に限定して現時点では要請を行っております。それ以外の銀行に対しては、現時点ではまだ要請をいたしておりません。

（鈴木和夫 君） そうしますと、昔の大阪府民信用組合、これが先ほど北川委員の方からもいろんな御質問がありましたけれども、ここに関係する銀行、あるいは地元の大和銀行あるいは富士銀行が該当するというふうに認識しているのかどうか、お答え願いたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 何度もお答えいたしておりますように、それぞれの金融機関との間で、要請先、金融機関名を本府から正式に申し上げることについて少し待ってほしいという要請がございますので、その辺の事情をお酌み取りをいただきたいと思います。

（鈴木和夫 君） 先ほど、北川委員からも御指摘があったんですね。私は、大阪弘容のそういった破綻処理につきましても、大変それぞれの金融機関につきましても大阪府に対する不信感があると思うんですね。そういうようなことで、今回こういった再編について果たして乗るべきかどうかというような判断もありまして、多くの銀行が最初からこんな話乗らないという、こういうことで今現時点で協力しようかというのが大和銀行並びに富士銀行ではないか、今までの絡みがありましてね、そういうふうな判断をしているわけでございますけれども、実際そういった形で大阪府が主導的な形で再編することに対する不信感があるのか、あるいは別の理由があるのかについてお答え願いたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 本府の信用組合の再編策について民間の金融機関に不信感があるというふうには、全く認識をいたしておりません。むしろこういったある意味での破綻処理を進めるに当たって、従前進められてきたような奉加帳方式 - - 奉加帳を回して、何の関係もない金融機関に対しても支援を求めるようなやり方については、現時点で極めて否定的な考え方が強いという状況にある。そのことの反映が新聞紙上に出ておるのではないかとこのように認識をいたしております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、最終大阪府の判断、大阪府の三百億という判断も府議会にあるわけでございますけれども、この一千億が集まらなかった場合、この再編スキームはとんざするののかどうかについてお尋ね申したいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 発表案でも申し上げましたように、この再編を実現するための必要資金を百二十億円というふうに想定をいたしております。

現時点で金利動向が極めて悪うございまして、長期金利、短期金利とも極めて低くなっております。現時点で底ではないかというふうに一般的に言われているほど低くなっている。ちょっと数字は違っているかもしれませんが、国債新発物で一・八、クーポンで一・六ぐらいではないかと思っておりますけれども、極めて金利が低い。

我々は、この基金を運用いたします場合に、当然元本リスク、運用リスクをかぶった運用を避けなければならないというふうに考えておりますので、安全確実な商品で回すという前提に立ちますと、運用利ざやを大きく期待できないという状況でございますので、一千億円の基金を確保したいというふうに申し上げているわけでございます。

ただ、今後の金利動向、あるいは運用において一定の知恵を出す、運用商品の多様化を図るというふうなことをもって、仮に万が一、一千億円の基金が組成できないとしても、必要額百二十億円を生み出す可能性は十分にあり得ると考えております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、仮にこの一千億円が例えば一行でも二行でも集まらなかったについては、仮に九百億円になろうと、八百億円になろうとやると、こういうふうな判断でいいわけですか。

信用組合管理監（山田信治 君） 一千億円の基金組成ができないという想定には、現時点で立っておりません。

（鈴木和夫 君） いや、そういうふうにおっしゃると、今回のスキームがこの一千億円でやるねんということであれば論議できるんですけども、そういう想定の話されるから。仮定の話でしようが、その話については、そんな答弁でいいんですか。

信用組合管理監（山田信治 君） 先生、我々は一千億円の基金組成のめどが立ったというふうに申し上げているわけでございますから、現時点で一千億円の基金が組成できないという前提で議論することをできれば避けたいという意味で御答弁申し上げたわけでございますけれども、仮に先生御指摘のように一千億円を切る事態になったといたしましても、運用先として想定をいたしております全信組連の協力等を得まして、百二十億円の必要

資金を何としてでも確保するべく運用努力も含めて進めてまいりたいというふうに思っております。

（鈴木和夫 君） いや、私が懸念しているのは、今の金融機関が三百億円を出すかどうかについて一番大きな問題は、今まで大阪府に対する不信感もあるかもしれませんが、大きな問題は、僕はレートの問題だと思うんです。果たして大阪府は、そしたらこのお金を幾らで借りるのか、三百億円を借りてこられるのか、お答え願いたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 先生の御質問は、予算化いたします場合の財源の確保の問題というふうに理解をさせていただきますけれども、財源につきましては、総務部との今後の調整の中で明らかにすることになるかというふうに考えておりますけれども、現時点で伺っております範囲内では、総務部としては一般財源をもって貸付金 - - 予算化する場合には基金に対する貸付金として予算計上させていただく形になるわけですが、貸付金を一般財源で確保するのではなくて、金融機関からの短期の借り入れをもって対応したいという方針だというふうに現時点では伺っております。

したがって、短期金利がどの程度になるのか。府が短期で調達する場合を含め、その短期金利がどの程度になるのかによって変わるとは思いますけれども、私の個人的な判断で恐縮でございますけれども、1%を切るぐらいの金利だと思います。

（鈴木和夫 君） 今、例えば大阪府が三百億円を用立てせないといけないということで、当然一般会計出さないから、市中銀行から借りるということですけどね。そのことにつきましては、今管理監は総務部の範疇であるというお話ですけど、この話を持ってこられているのは商工部なんですよ。商工部が現時点で明確に、何ぼのレートで借りるからということがなかったら、要するに百二十億の根拠ないじゃないですか。

信用組合管理監（山田信治 君） 前から申し上げておりますように、予算は九月補正予算に計上させていただきたいというふうに考えておまして、当然予算を計上いたします場合には、歳入歳出予算両方計上させていただく形になりますので、金融機関からの調達をどの程度想定しておるかを予算書に明記して後日差し上げることになるかと思っております。

ただ、現時点では、まだ予算要求の具体の作業を行っておりませんので、想定としてしか申し上げられないということで御理解賜りたいと思います。

（鈴木和夫 君） いや、そうじゃなくて、確かに具体的な予算については九月ですけども、このスキームは出てきているわけですから、一千億というスキームの中で百二十億という数字が出てきていることそのものがレートが出るわけございまして、きょう私調べましたら、長期で十年ぐらいのスパンで借りる場合は市中銀行で1.92とおっしゃってますよ。一、二年の短期のプライムであれば0.7、こんな低金利なんですよ。これでもって現時点の都市銀行がこれだけの負担をして基金に出すかどうかについては、僕は疑問があると思うんですよ。

大阪府は短期でいかれるのか、長期でいかれるのかについても明確におっしゃってないけれども、その辺については九月に出すということですか。

信用組合管理監（山田信治 君） 多分、現在の金利状況から見ますと、定期金利が極めて低うございますので、要は大阪府が予算化をいたします場合に、財源としてその必要資金をどういう形で調達するかという問題ですね。その場合に、当然財政運営を担当しております財政課としては、その調達金利の低い、できるだけコストの低い資金を調達いたしまして財源化するというところを、常識として当たり前ですね。そういう意味合いにおいて、今聞いております範囲内では、一年の短期でお金を借りまして、その短期で回していく方がいいんじゃないかという判断をされているようです。

ただ、長期的に見ました場合に、その長短金利が今後どういうふうに推移するかにかかりますので、当初そういうふうにしたとしても、むしろある一定年限達したときに長期で借りの方が有利だという判断をする時点もあると思います。その調達側の可能な限り調達コストを下げるという努力は、正直申し上げまして、商工部の仕事じゃなくて、全体の財政運営を担っておる財政課、総務部の仕事だと思っておりますので、総務部と協議をして今後決めていくことになるというふうに僕は思っているということでございます。

(鈴木和夫 君) そうしますと、一千億の中で三百億を大阪府が調達すると。これを十年かけて、また元本復元させるということですから、そうした場合、今短期でも結構です、長期でも結構です、どれくらいの利息が十年でかかるのか、試算されていると思うんでお答え願いたいと思います。

信用組合管理監(山田信治 君) 今後の金利動向なんて、明確に申し上げてそれが正確な数字になるかどうか分かりませんが、例えば基金に対する支援もゼロ%というわけにまいませんので、最低の金利である0.1%で基金に対して支出をする。そうすると、0.1%毎年金利が入ってきますね。一方、調達側で2.1%の金利で調達した。そうすると、逆ざやが2%になります。2%になりますので、年間三百億円仮に貸付金として予算化するとすれば、その逆ざや分六億円、2%相当分の六億円が一年間の実質負担になります。それが十年間でございますので、十年間で六十億円の実質負担になる、これは一つの試算にすぎませんので。多分財政課はもっと低い金利の調達に努力するかもしれませんが、一つの想定としては、そういった数字を言えるかもしれません。

(鈴木和夫 君) そうしますと、2.1%で借りてきて、0.1%で貸す差額2%が、大阪府あるいは大阪府民としての負担であると。年間で六億円ですから、単純に十年間でいくと六十億円。そのかわり、その変動によって、金利の状況によってそのことについては変わると。当然そうですよ。これ以上、今底ですから上がってくるとは思いますけれども、その分についてまた上がってくるというふうに理解して、ですから今恐らく最低水準の金利ですから、これが今後公定歩合が上がっていけば、当然その金額もふえてくると、こういう形でいいわけですね。

信用組合管理監(山田信治 君) 要するに運用の仕方がどうなるかによるんですけども、最初に、例えば十年間運用ですから、十年物の長期の国債なんかで運用して、もう運用利ざやを確定してしまうと。そうなれば、もうはっきりしますよね。ところが、運用というのは、そういうふうな確定を見ないで、商品の買いかえ等を行いながらやっていくケースも考えられますし、いろんなケースが想定をされると思います。

今後は金利が上がってまいりますので、支援金利を固定するとすれば、金利が上がってくれば調達負担がふえますから、当然大阪府の負担はふえるという形になります。それに対して、基金の運用を上手にやれば、もっと早期に返済できるかもしれませんね。例えばうまくいって、十年の予定が、運用利ざやが出たので例えば七年で返済をするとか、七年で基金を終了してしまうとかいうことだって十分にあり得るわけですね。

そういういろんな不確定要素がありますので、ちょっと現時点では、非常に明確に申し上げにくいところがございます。

(鈴木和夫 君) その辺の先行き、物すごく私たちとしても不安というか、先行きがわからない状況、これは商工部の皆さん方と同じだと思うんですけどね。その辺の采配、その辺の判断、その辺の責任というのは基金がやるのか、どなたがやられるんですか。

信用組合管理監(山田信治 君) 必要資金の調達は総務部でございますけれども、運用につきましては、全国信用協同組合連合会 - 全信組連に運用をお願いしたいというふうに考えております。

ただ、まるきり全信組連にお任せするというよりも、むしろ今後全信組連と協議させていただいて、どういった運用にするのかを定めていくことになろうかというふうに考えております。

(鈴木和夫 君) 具体的に七十億円の再出資支援金についてちょっとお尋ね申し上げたいんですけども、ちょっと整理しますと、今回の不良債権は回収銀行へ持っていく。正当な債権についてはそのまま新しい受け皿の信用組合に持っていくけれども、その分の出資金について、当然回収銀行に良質なものも悪いやつも全部そのまま持っていくので、それを補てんするために七十億円を支出すると、こういう認識でいいわけですか。

信用組合管理監(山田信治 君) 通常、世間で言われております不良債権というのは、正常債権以外のいわゆる分類債権と申しますが、要注意先とか、破綻懸念先とか、実質破綻先とか、そういった債権でございますけれども、そういった債権を債務者ごとに分類をいたしまして、不良債権は整理回収銀行に時価で売却をする。したがって、事業譲渡を実行いたしますと、貸付サイドで見ますと、正常な貸付先だけが受け皿に行くことに

なります。

先ほど御説明申し上げましたように、そういった不良先、正常先の区別なく、出資金は事前にロスに充当されてしまいますので、受け皿に事業譲渡されましたときには、非組合員状態で取引関係だけ移るわけですね。取引関係だけ移るとするのは違法状態でもありますし、できるだけ受け皿との取引関係を円滑に早期に着手させる必要がありますから、組合員になってもらう必要があるわけですね。組合員になってもらう必要があるわけですが、一たん自分の出資金がロスに充当されてまた再出資を求められる、耐えられないという状況が想定をされる。

したがって、我々としては、再出資をいただくための資金を旧組合員の皆さん個々に貸し付けさせていただいて、その貸付金をもって御出資をいただくという仕組みを考えておるといことでございます。

(鈴木和夫 君) そうなりますと、木津信とか阪信の場合については、正常な債権も不良債権も全部ひっくり返して出資金で没収されました。今回は、この分については補てんしようという、当然これ、出資となっているのは実質的にはもう返してもらえへんお金になってますよね。書類を見ますと貸し付けというふうな形になってますが、実質的にはもう返済を求めないという形の認識でいいわけですか。

信用組管理監(山田信治 君) 先ほど御説明申し上げましたように、貸し付け実行いたしまして出資をいただいて、受け皿と一定期間取引をいただきましたら、その一定期間というのはまだ定めてないんですけども、五年ないし十年のスパンというふうにお考えいただいて結構ですけども、そういったスパン取引していただきましたら、その時点で貸し付けを免除したいというふうに考えております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、言いました木津信とか阪信の処理と違って、今回優遇されているわけですね。そうなってくると、その辺の整合性と、出資者責任が免れるというケースになると思うんで、この二点についてどうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

信用組管理監(山田信治 君) 今回の再編策のある意味での特異性と申しますのは、小規模な組合に中大規模な信用組合を複数で事業譲渡するという方式でございまして、従前とってまいりましたような方式とは基本的に異なる方式でございまして。大阪府下の信用組合、大規模組合がほとんど悪化をいたしておりまして、こういったスキームしか実現ができなかったという状況でございまして。

我々としては、こういったスキームでございまして、当然受け皿の経営が、事業譲渡したままで放置をいたしますと自己資本比率の低下を招きますし、旧組合員である非組合員を大量に受け取るというふうな状態になりますので、それを何らかの形で早期解消してやる必要があるというふうな考え、自己資本注入、あるいは再出資支援というふうな施策を考えたということございまして、今回のスキームに特異な対応ではないかというふうな認識をいたしております。

ちなみに具体的に申し上げますと、東京都さんがこの間、六組合の再編を発表されましたけれども、その再編は、大きな組合、あるいは都銀に小さな組合を事業譲渡するというスキームでございまして、本府のスキームと全く異なるものでございまして。例えば成協グループで申し上げますと、成協の預金の二十五倍程度の預金規模の信用組合を受け取るというふうな、ある意味ではアブノーマルなスキームにならざるを得なかったことに起因をして、受け皿の経営を整理するための必要条件として、自己資本注入なり再出資支援をぜひとも実行したいというのが我々の考え方でございまして、そのことについては大蔵省、日銀も御理解を賜り、こういうやり方が出資者責任原則に反しないという御認識を示していただいておりますので、二点目の御質問でございます出資者責任の原則はクリアできているというふうな考えをしております。

(鈴木和夫 君) 自己資本比率をクリアすることと、正常な顧客を確保しとくと。今のお話を聞いてみますと、正常な、優良なお客さんをつなぎとめておく一つの施策であると、そういうふうな認識でいいわけですか、再度……。

信用組管理監(山田信治 君) 一つは違法状態の早期解消、二点目には受け皿との間の早期の取引関係の構築という、二点だというふうな考えをしております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、私、今回確かにこの時点で来年三月を目途の事業譲渡の段階ではよく理解できるんですけども、それから以降の問題として、二〇〇一年に一千万円以上の預金がペイオフされるというこういう話がありまして、特に一般の金融機関と違って、信用組合については出資金という特殊な形態をとっているのが大変不利なわけですよ、信用組合と取引しようという中小企業の方々は、

そのときに、実質的な形で流れになっていったときに、ペイオフ等考えると、僕はこれ流出していくん違うかと。七十億円支援されることについての施策が本当に生きてくるのかどうか、僕は将来についてはちょっと疑問があるのではないかと思うわけですけども、その点についてお尋ねいたしたいと思います。

信用組合管理監(山田信治 君) 従前からいろいろ、受け皿信用組合が将来本当に経営として成り立ち得るのかどうか、特に先生御指摘いただきました二〇〇一年三月からのペイオフ実施、あるいはビッグバンの進行といった状況の中で金融機関間競争がますます激化する、都銀ですら中小零細企業に対する貸し付けの比率を上げているというふうな状況で、本当にやっていけるのかという疑問をよくお聞きするわけでございますけれども、我々といましては、信用組合が、都銀なんかとは違いましてやはり地縁人縁といいますが、非常に小規模零細企業を対象にして地元密着型で預金を受け入れ、貸し付けを実行している、本当の意味でのリテールと申しますか、そういう世界というのは決してなくなるし、信用組合の営業基盤というのは今後とも絶対に存続するというふうに認識をいたしております。

さはさりながら、やはり経営環境の悪化というのは否定しがたいところがございますので、できるだけ早期の事業譲渡を実行して、本来の協同組織金融機関に立ち返って、顧客と密着した営業を行っていくという努力が絶対に必要だというふうに認識をいたしております。

それから、ちなみに最近の情報でございますけれども、預金者も賢くなりまして、一千万円まではペイオフで保証されるわけでございますので、相当預金の分散化といいますが、大口預金者は別ですけども、預金の分散化を進めておられるというふうに伺っておりまして、例えば三千万円預金があれば、三つの金融機関に分けて預金するとか、いろんな自衛策も預金者が講じているというふうに考えておりますので、事業譲渡が円滑に進み、受け皿が我々の実施をする手当ても含めて円滑に経営が着地できれば、先生御心配のようなこともあるかもしれませんが、ぜひとも経営を継続してくれるものというふうに理解をいたしております。

(鈴木和夫 君) 十三信組の一千万円を超える預金者の数でも結構ですし、比率でも結構です、正当な部分でね、その分お尋ねしたいことと、この十三日に記者発表されて、それ以降のこの信用組合からの預金解約といいますが、そういった率ももしあればお示し願いたいと思います。

信用組合管理監(山田信治 君) 先生、申しわけありませんけれども、一千万円以上の預金者の数でございますね、ちょっと今資料ございませんので、できるだけ早期にまとめまして、後ほどお示しをしたいと思います。

それから、発表以降の預金の流出状況でございますけれども、それも資料化してお示しをいたしますけれども、ほとんど抜けていない、ほとんど中途解約等も出ていないというふうに報告を受けております。それもあわせて、できるだけ早く先生の方に数字をお渡ししたいと思います。

(鈴木和夫 君) いや、ここまで発表されてやってるわけで、やはり十三日以降、どれだけの各行で預金がされたのかということもシビアに数字を持っとくべき話、きょうも委員会あるわけやしね。そこまで僕は本当にこの信用組合さんを守り育成しよう思うたら、そこまでもっとシビアな形でやっとなかなかたためでしょう、やっぱり。

それとまた、一千万円以上の流出ということも考えられるというふうに危惧されているわけですから、どれぐらの比率があるかについても、有能な大阪府がやられているわけやから、当然数字を持ってると僕は思ったんでね。後でも構へんけども、その辺の認識だと思えますね。

信用組合管理監(山田信治 君) いや、毎日数字をつかんでおるんですよ。それ、ちょっと今出ませんので、後でお渡ししますので、申しわけございません。毎日、報告を受けて整理をいたしております。

(鈴木和夫 君) そういったことから考えまして、ちょっと話が飛びましたので、現時点の信用組合についてお尋ね申し上げたいと思います。

大阪商業信組は日本生命が支援されて、大阪協栄は福德さんが資金援助されたということで、自立するというので、あと警察と医師信組につきましては従前から問題がないという。ただ、大阪貯蓄と中央についても単独でやっていかれるということで、健全な経営をされている信用組合も実はあったわけでございまして、そういったことの中で考えると、今回の十信組について、大変乱脈経営をきわめた経営者の方々の責任は重いと思います。そこで、お尋ねしたいんですけども、これらの理事長や役員の方々の乱脈経営についての責任問題について今までお話をなかったもので、どういうふうにご考慮されているのか、どうされようとしているのか、お尋ね申し上げたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 先ほど商工部長からも御答弁申し上げましたように、今回再編の対象としたしております十組合、確かに不良債権を大量に抱えているわけでございましてけれども、この不良債権を大量に抱えるに至った大きな要因は、我々としてはバブル経済の発生、その崩壊による急激な地価下落、長期の景気低迷というところに大きな要因があるというふうに認識をいたしておりますけれども、さささりながら、実質的な経営体である信用組合の経営者に責任なしとしないというのは、当然だろうというふうに思います。

そういう意味で、現時点で考えておりますのは、トップである理事長につきましては、総代会まで、総代会乗り切りのための役割を果たしていただく。残余の役員につきましては、事業譲渡実行作業といいますが、事業譲渡を実行するための作業を行っていただきますため、事業譲渡実行日まで原則として役員を継続していただいて、その時点で辞任をいただくというふうに考えております。

破綻をしたから、あるいは再編発表したから全部辞任するというのではなくて、事業譲渡を円滑に進め、受け皿に着地させるということもまた役員の方々の責任であろうというふうに考えますので、そういう措置をとらせていただきたいというふうに考えております。

法的な責任につきましては、具体的事実が明らかになれば、当然のこととして厳正に対処するというところであろうかというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） 木津信とか阪信とか三福のときは、経営者の例えば私財提供であるとか、その当時の退職金の遅滞といいますが、そういった具体的話があったんですけど、今回もそのような形で考えておられるのか、お尋ね申し上げたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 私財提供につきましては、あくまでも個人の自主的な判断で出されるべきものでございまして、強制にわたるべきものではないというふうに認識をいたしております。したがって、今後につきましては、個別具体的なケースの中でケース・バイ・ケースで考えるべきだろうというふうに思っております。従前も私財提供を求めて私財提供していただきました方もありましたけれども、私財提供を拒否された方もありまして、そこまでが私財提供というやり方の限界だろうというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） 拒否された場合につきましては告訴ということもあり得まして、それで最終的には私財提供されたというケースがありましたので、大阪府としてはそこまで責任追及を考えておられるかどうかについてお尋ねいたします。

信用組合管理監（山田信治 君） 私財の提供につきましては、今申し上げましたように、あくまでも個人の自由意思に基づくものでございまして、ケース・バイ・ケースだろうと思っておりますけれども、法的責任につきましては、具体的事実の問題でございまして、そういった事実が明らかになるかどうかにかかわります。

本府としては、当然今後、夏ごろから秋ごろにかけて再度検査を入れますし、一定の不良先を中心とした事実関係の解明も行いたいというふうに考えておりますので、そういった中で法にもとるような事実が判明いたしましたら、当然捜査当局とも調整の上、厳正に対処する必要があるというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） 理事長は別にしまして、それ以外の役員さんの方についてちょっとお尋ね - 具体的に恐縮でございまして、役員報酬積立金というのが、それぞれ理事さんあるというふうに聞いているんですけども、この扱いをどうされるのか。今おっしゃったように、理事長は今回の総代会以降は退陣すると、それ以外の理事、役員さんにつきましては、継続して事業譲渡まで任務を全うするということですが、その場合の役員報酬といいますが、給料といいますが、その分についてはカットでも考えておられるのか、お尋ね申し上げた

いと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 先ほど来申し上げておりますように、それぞれのグループごとに再編協議会等立ち上げておまして、その場で役員の報酬についてどういう扱いにするのか、協議を進めております。

本府としては、原則として、次期総代会までに役員報酬のカットを行うべきであると考えておまして、その旨指導したいというふうに考えております。

それから、退職金でございますけれども、退職金につきましては、原則として支給されません。ただ、みずからお積み立てになった、みずからのお金でお積み立てになった部分については強制力ございませんので、当然にしてそれは返却されることになろうかというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） ぼつぼつ夏のボーナスが近いんですけれども、一般職員の方のボーナス等については、やはり制限がかかるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 夏の賞与、冬の賞与につきましては、労働組合等が存在いたしまして、一定の協定化がなされており、労働債権として認定される場合には、これは優先債権でございますので、賞与を支給する義務がございます。しかし、そういった労働債権化していない場合については、賞与は原則として支払われません。それが従前の取り扱いでございます。

ただし、我々といましては、職員の皆さんに今後事業譲渡を行うに当たって多大の御協力を得なければ、この事業譲渡は実行できません。したがって、過去、預金保険機構と調整をいたしまして、事業譲渡を円滑に進めるための報奨金的なものを一部支給してまいった経緯がございます。

本府といましては、今後、これは預保との調整にかかわって現に申し入れをいたしておりますけれども、何らかの賞与に見合う金員が職員に支払われることが円滑に事業譲渡を推進をする一つの手だてになろうかというふうに認識いたしておりますので、預金保険機構に強く働きかけたいというふうに考えております。

（鈴木和夫 君） そうしますと、現時点で例えば十信組につきまして、刑事責任があるか、あるいは民事責任があるか、そういったことのケースはあるかないのか、再度お答え願います。

信用組合管理監（山田信治 君） 現時点で例えば背任にわたるような事実があるというふうには聞いておりません。そういった事実は、把握いたしておりません。

（鈴木和夫 君） そうしますと、現時点の信用組合の決算についてお尋ねしたいんですけれども、この六月の総代会が目前にしてあるわけでございますけれども、破綻した十信組の今期の経営状況についてお示しを願いたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 今期決算につきましては、早期是正措置に基づきまして、昨年度から資産の自己査定に関するガイドラインが示されまして、加えて公認会計士協会からその自己査定に基づく償却引当基準が示されております。国としては、そのガイドライン及び償却引当基準に基づいた適正な決算が今期実施されるように要請をいたしておまして、本府としても、各組合に対してその旨要請をいたしております。したがって、今期決算、資産内容を正確に反映をした決算が打たれるものというふうに考えております。

具体的に申し上げますと、例えば貸付金が悪化して損失見込み額がありまして、従前は償却財源がなければ先送りするというふうな嫌いがございました。それは信用組合だけでなく、都銀も含めてそうございましたけれども、今期決算、この三月期決算からは償却財源であろうとなかろうと、定められました基準に基づきまして償却する必要があり、引き当てする必要があるということで、それをやりますと、償却財源がなければ赤字が発生いたします。

したがって、再編の対象になっております十組合につきましては、債務超過状態が明らかになるような赤字決算が打たれるであろうというふうに想定をいたしておりますし、受け皿及び存続していくこととなる組合につきましては、4%の自己資本比率をクリアできる決算が打たれることにはないかというふうに期待をいたしております。

(鈴木和夫 君) そうしますと、従前のような粉飾決算のような決算は出てこない。大阪府としては、責任を持って洗い出しをしたので、今回の三月末決算についてはほぼ正確な数字であるというふうな認識でいいわけですね。

信用組合管理監(山田信治 君) 三月期決算から従前ございました決算指導というふうな制度がなくなりまして、決算は金融機関のみずからの責任において打つという原則が確立をされました。したがって、その原則に基づいて今期決算が打たれてくることになるかと思えますけれども、それが粉飾に当たるものがあるかどうか、不適正な決算であるかどうかは、次期検査において、そのことが明らかにされる形になります。

我々としては、従前からガイドラインが示されて以降、各組合に対するいろんな意味での実質的な指導に努めてまいりましたので、この三月期決算が、先生御指摘のような粉飾にわたるような決算が出てくるというふうには想定はいたしておりませんが、その結果は、制度的には次期検査において明確化されるということになります。

(鈴木和夫 君) そうしますと、三月以降ということですから、じゃ三月末決算についてはそういったこともあり得るということもあるわけですよね、それなら。

信用組合管理監(山田信治 君) 組合が大阪府下二十の信用組合がそういった決算を打つというふうには想定をいたしておりませんが、僕は制度的な組み立てを申しております、要するに決算というのは信用組合が責任を持って打たれる。そのことのチェックは、制度的には次の検査、夏以降に予定してます検査において明らかにするしかないということをお願いしているだけでございます。

(鈴木和夫 君) 私は、大阪府の責任のもとで、一年半前からこの作業をやっておるわけですよ。今おっしゃるように、三月以降の要するにチェック機構だとおっしゃいますけれども、大阪府は既にもう一年半前からこの作業に着手してまして、当然大阪府の指導監督からすると、すべての帳面を全部洗い出して、今回はこれ以上のシビアなものはないというのが出てくるのが、僕は当たり前やと思うんですよね。ちょっと僕、答弁違うと思いますね。

信用組合管理監(山田信治 君) 昨年度、再編対象組合について検査をしておりますけれども、すべて正確に資産内容等把握をいたしております、我々としては、ただ、決算は、信用組合自身が打たれるものでございますので、そのことのチェックがいつできるかというふうに問われますと、もちろん余りにも明々白々な粉飾決算でもあればすぐにわかりますけれども、本当にその決算内容が適正かどうかのチェックは、基本的には次期検査において明確化されるという組み立てになっているということをお願いしているということでもあります。

(鈴木和夫 君) 健全な大同組合さん、それから大阪庶民さん、それから成協さんが引き継ぐわけですから、それを三つのグループに主導的に先導というか、指導しているのが大阪府の立場でありますから、僕は大阪府の責任は重たいと思うんですよね。ですから、その辺の形で今後の信用組合の経営を考えますと、シビアな数字でもって把握しておかなければ当然できない話なんではあるわけではございません。僕は、コストじゃありませんけれども、現時点の、今までは別としても、これから大阪府がしようとする責任は大変重たいと思いますから、シビアな数字をつかんでおかなきゃいけないというふうには僕は申し上げておるわけではございません。

そこで、今現時点でほぼ正確な数字をつかんでおられるということだと思いますので、十信組の前の説明会の資料をいただいたときには、破綻した十信組の貸し金合計が八千九百五億円というふうには説明をお伺いしたんですけども、このうちの不良債権額は幾らあるのか、お答え願いたいと思います。

信用組合管理監(山田信治 君) 昨年度検査を入れまして、資産の洗い直しを行っておりますので、資産の査定を行っておりますので、我々としてはその数字を正確につかんでおります、実態を。ただ、先生、これも前からいろいろ御指摘をいただいておりますけれども、検査というのは、信用組合側の自主的な資料の提出に基づきまして実施をするものでございまして、我々守秘義務がございまして、検査結果を明らかにすることは、現時点ではできません。

したがって、従前も申し上げたと思えますけれども、今期決算において自己査定結果が出てまいりますの

で、その数字が六月末段階には出そろいます。その時点で、それも含めて先生方にまとめてお示しをさせていただきたい。それまでしばらくお待ちをいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

（鈴木和夫 君） 来週には、もう総代会が始まるわけでございまして、その書類、全部できてあるわけですよ。こうしたきょうの委員会があるわけで、こういう微妙な時期に設定されたということで本当に恐縮なんやけども、やはりもうこの時点で何ぼあるからと公表したところで、何ら影響ないわけですよ。

こういう形で事前に三つのグループに分けて、救済しましょうということで、先ほどおっしゃったように、僕は危惧したのは、あの発表以後預金流出があったりして、取りつけじゃないけれども、そういった府民の方が不安を抱くというような危惧があったわけですけれども、今のところ平穩にいつてるわけで、別に今のところ、皆さん方は各十信組については破綻来したのを知っているわけですから、あえて何ぼあるかということのを別に隠すことないでしようが。おっしゃっているのは、何の意味もないと思うんですよ。

信用組合管理監（山田信治 君） この議論はもう相当長い議論でございまして、国会においても、そういった資料徴求がなされ、一定の条件の中で秘密会が開催され、示されたり、いろんな経緯がございました。その中で議論で、検査結果というのはあくまでも - - 制度的にはこれがいいか悪いか別でございましてけれども、あくまでも金融機関の自主的な協力を基に行う建前になっておりまして、行政が職務上知り得た秘密でございまして。守秘義務がございまして、プライバシーの問題もございまして、そういった意味で、行政の判断だけで対外公表できないというのが、従前から大蔵省の公権解釈でございまして、過去、木津信組破綻以来、この議論を何度もさせていただきましたけれども、ぜひとも御理解を賜りたいというふうに思います。

（鈴木和夫 君） 再編後の信用組合についての、要するに今回のこの三つの組み合わせによって、これから新しく大阪府の主導責任のもとで踏み出そうとしているわけで、これ万が一、この新しい三信組がもし破綻でもすれば大きな問題になるわけで、そういった形での情報開示というのは僕はすべきだと思います。

今、管理監おっしゃるように、通常はそうかもしれませんけれども、約一千億の基金を積んでこの分を救済しようということなんですからね。僕は何もそんなことはあえて言うことないと思います。

そこで、問題は、本来この新しい形のもとで三信組が踏み出すについて、安定した経営ができるというふうにお思いだと思いますけれども、その辺についてのもし仮に破綻に近い形になれば、再度また大阪府の負担があるのではないかと。そういうふうな形で一千億円は今回百二十億ですけれども、その辺の負担がまたあるのではないかとという危惧があるわけですが、それについてお答え願いたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 今回の再編スキームの基本的な特徴と申しますのは、不良債権の完全な切り離しでございます。したがって、受け皿に移ってまいります債権は、すべて稼働しておる、金利も元金も入ってきている債権でございまして、その時点では少なくとも受け皿の収益構造は一気に改善するはずでございます。そういう意味で受け皿の経営はとりあえず安心でございますけれども、ただ長期的に見た場合に、信用組合としての経営に着地ができて、取引先を掌握をして、長期的に永続性を持って経営できるかどうかについては、競争も厳しゅうございまして、いろんな条件があるかと思っております。

そういう意味で、受け皿自身が今後大丈夫かというふうに言われました場合に、相当な経営努力が受け皿にも要請されるということは否定できないところだろうと思っておりますけれども、少なくとも本府として、府下信用組合の再編を実行し、受け皿の経営を成立させるための措置としてとり得る対応というのは、問題である債権をきっちり切り離して、受け皿の負担を軽減するというのが我々のとり得る措置であろうというふうに考えておまして、それをとった上で、受け皿の経営が成り立つように組織体制の整備なり今後の、北川先生からも御指摘ございましたけれども経営方針なり理念なり、そういったものを確立をして、どう着地をしていくかということにかかっていると承知しておまして、そういったこともそれぞれのグループの再編協議会の中で十分議論させていただきたいというふうに思っております。

（鈴木和夫 君） 成協が百六十億円の預金量で今回再編すると四千四十億円、大阪庶民が五百億円の預金量で三千八百四十億円、大同が四百八十三億円で二千八百五十億円の預金量ということで、先ほどから話がありますように、小が大をのんだような合併というか、再編になっているわけでございまして、小さな商店の経営者が大企業を運営するような形になるわけでございまして、現時点のこの三信組の経営陣の方々も経営されるのか、

あるいは改めて入れかえされるのか、その辺についてどういうふうにお考えか、お尋ね申し上げたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 通常、受け皿になります信用組合につきましては、その同一性、役員構成等の組織的な同一性を保持しながら事業譲渡を受けるというのが原則でございますけれども、今回は、小さな組合が大きな組合の事業譲渡を複数で受けていくというケースでございますので、受け皿組合とも過去、今後の組織体制について何度も話し合いを進めておりまして、組織体制全般について、受け皿の現経営体制にこだわることなく全体として見直すというお約束をいただいております。

（鈴木和夫 君） ということは、受け皿の三信組の現理事長以下役員の方は交代すると、こういう形でいいわけですか。

信用組合管理監（山田信治 君） 現在の受け皿の経営者が、端的に言えば理事長ですけれども、理事長がそのまま残って事業譲渡実行後の受け皿の経営を担うという前提には立っていないということで御理解賜りたいと思います。

（鈴木和夫 君） その場合の新たな経営者の方は、どちらの方からお越しになるというか、考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。

信用組合管理監（山田信治 君） 次に求められる課題は、受け皿信用組合が事業譲渡実行した場合のトップをどうするのか、トップを支える役員層をどういうふうに組成するのか。加えて、経営を担う役職者数をどう確保するかということでございまして、これが極めて大きな課題というふうに考えております。

我々としては、現在の信用組合、事業譲渡の対象十組合、あるいは受け皿組合の経営資源、人的資源をフルに活用するという前提に立ちながらも、トップについては、外部からの登用も含めて検討する必要があるだろうというふうに思っております。現時点では、まだ決まっておりません。

（鈴木和夫 君） これからどなたが経営なさるかということもまだ不透明でこれからの問題やと思いますし、特に小さなところが要するに大きなところをのんでしまうということもありますし、職員さんの感情からしますと大変複雑な思いもありましょうし、先ほどから御質問しましたように、報酬あるいは給料の問題、あるいは解雇の問題とかいろいろな不信がありまして、今回の合併によって、確かに大阪府から見ますと再編という流れは進みますけれども、実際に従事される職員の皆様方から見ますと、あるいは預金者から見ますと、今回の再編のメリットが本当に出るのかなど。デメリットも大きく出てくるので、大阪府が思うような形での再編が進むかどうか、大変僕は疑問視しているわけでありまして。

その辺について、今後のデメリットをメリットに変えていくことも必要なわけございまして、何らかの要するに大阪府としてのいろんな金融機関の中で信用組合を生き残すための温かいサポートというか、支援とかそういうものを新たに考えていかなければ、僕は生き残れないと思うんですね。その辺、商工部としてどういうふうにお考えなのか。部長がもしお考えがあれば、お尋ねいたしたいと思います。

商工部長（鈴木重信 君） いろいろあったわけですが、この事業譲渡までの間は、預金保険機構の方から贈与を受ける関係で観察中ということになりますので、日々の営業にやっぱり規制が働くということで、この間、再編後の信組がうまく着地できるように、従来とは違った弾力的な運用ということが、朝の北川先生の質問にもあったんですが、私は必要と考えております。その後の経営というのは、当然ながら、自己経営責任の原則に基づいて経営がなされるということになります。

先生、今非常にリスクも多いという危惧も示されたわけですが、しかし私は、可能性も非常に秘めていると。その可能性を秘めているというのは、不良債権が全部切り離されて、正常債権だけだと。その実態が、約四%の利ざやが抜けておるということ、それからこの事業譲渡後は巨額の新しい現金が入ってくるということから考えますと、どういうふうのリストラを進めるかとか、それから経営方針をどうするかと、これも北川先生にあったんですが、協同金融機関のもともとの精神に立ち返って運営をすると、そういったことをやることによって非常に影響を受けるわけですが、我々の今回のスキームは、そういうことを考えた上で健全に運営できるよう、とり得る手段を例えば再出資支援とかいうことも含めまして、そういうことを取り入れて、経営が成立するように

したつもりでございます。

ただ、今先生おっしゃいますように、当然経営ですから、リスクがなしとはしないわけですから、それが実際の運営の部分で、今パワフル三十五というのがありますが、実際これは余り、その資格要件が非常に厳しゅうございますんで、利用が減ってきております。そういった措置なんかをこの新しい再編組合に使えるようなものにして取り組んでいって、その面からも支援はしていきたいというふうに考えております。

信用組合管理監（山田信治 君） 申しわけございません。先ほど先生から御質問ございまして、数字がなかった二つの点でございますけれども、五月十三日から五月二十日までの間の十組合の累計でございますけれども、預金の流出額は、十組合で七十六億五千三百万円でございます。ちなみに、五月十三日時点の十組合合計の預金総額は一兆四百五十二億円でございまして、全預金額に占める二十日までの流出額は〇・七%というふうになってございます。それから、一千万円以上の預金につきましては、従前出した数字があるんですけども、ちょっと数字が異なりますので、最新数字で再整理をさせていただいて、御提出をさせていただきたいというふうに思います。

（鈴木和夫 君） 例えば、先ほど言いましたように、信用組合の出資金という独特の形がありますし、二〇〇一年ペイオフということもありますし、それから僕危惧するのは、確かにそういう形での不良債権を取り除いて、正常債権の形でありますから、確かに収益は上がるんですけども、先ほど北川委員からも御指摘されたように、職員さんが自分が将来雇用されるかどうか不安もありますし、じゃ譲渡した段階で本当に活力のある、かばん持ってほかの銀行に負けんように営業活動するかというと、僕は疑問があると思うんですね。

そういった形で、いろんな金融機関の中でも要するに信用組合について大阪府が何かサポートしてあげて、例えば今大阪府の方では信用保証協会があるわけで、新規の場合でしたら一カ月かかるわけですよ、申し込みしても。じゃ、信用組合通すと、それが一週間早くなるとか、何かそういう形で大阪府としても負担かからない形で何らかの形で信用組合そのものに手厚い施策を考えてあげた方が - - それは考えてあげることそのものが再編以降の大阪府の責任ではないかというふうに思うんですけども、その辺、きょう言うてきょうの話ですから、今後の九月の議会もありますので、踏まえて御検討願いたいと思います。そういう形で信用組合につきましては...
...

あと時間ありませんけれども五分だけいただいて、ダイオキシンについて二点だけお尋ね申し上げたいと思います。

ダイオキシンにつきまして、能勢の美化センターにつきまして今大きな問題になっておりまして、一グラム当たり千ピコのダイオキシンが検出されたということで、約三万平方メートル、十センチにわたって土壌入れかえの問題がありまして、時間がありませんのではしょって質問いたしますけれども、この処理方法についてお尋ね申し上げたいと思います。

整理しますと、五つ整理する方法があるかと思えます。私が申し上げますと、高温燃焼をするという、千度以上で燃やすという方法が一つ、それから脱塩素処理で分解してしまうというこれが二つ。今、従前のごみと混合して燃やすというのが三つ。それからあと、汚染土をよそへ搬出してしまおうというのが四つ。それから汚染土を土で覆ってしまうという、大きく分けて五つぐらいの処理方法があるのではないかとthinkんですけども、どういふふうな処理をお考えなのか、お尋ね申し上げたいと思います。

廃棄物減量化推進室長（阪本保雄 君） ただいま美化センター周辺の汚染土壌等の環境改善対策でございますけれども、この対策につきましては、府民の不安や心配を解消するため、緊急に着手する必要があると考えております。このため、去る四月二十一日に大阪府ダイオキシン対策会議を設置いたしまして、関係課が連携して、汚染土壌等の環境改善対策の支援指導に努めており、現在、その対策の早期具体化に向け、環境分野の技術職員二名を現地に派遣しております。

今後、現地調査の結果も踏まえ、ただいま質問のございました汚染土壌の処理方法、これも早急に、こういふ方法を、あるいはこれに要する費用などの検討を含め汚染土壌対策の具体化が図られますよう、豊能郡環境施設組合及び能勢、豊能の両町を指導支援してまいりたいと存じます。

（鈴木和夫 君） それはいつごろされるのか、お尋ねしたいと思います。

廃棄物減量化推進室長（阪本保雄 君） ただいま検討中でございまして、その検討を早期にする必要がございますが、今のところ、ちょっと時期のめどというのは立っておりません。

（鈴木和夫 君） 時期のめどが立ってないとおっしゃられると、私も次どういう質問していいのかわからないんですけども、大変今大きな問題になっておりますし、ある程度の検討されてる目途、いつぐらいに検討を終わるといふ、中身は別としまして、それはいつぐらいになるんですか。府としての検討を終わる時期です、中身の答えは別としても。

廃棄物減量化推進室長（阪本保雄 君） この土壌対策というのは、基本的にはこの施設を経営しております組合が一応実施いたしまして、それに対して私ども、今現地に職員二人送り込んで応援という形で入っております。そういう中で、この土壌の改良対策というのは日本でもまだ前例のないことでございますし、またその設備等の方法、いろいろ難しい問題もございますので、早急にはせないけれども、いつというめどがまだつかないというのが現状でございます。

（鈴木和夫 君） そうしますと、一グラム当たり千ピコに分を取らないかんという話になってるんですけど、僕ちょっとわからないんです、その千ピコというのは、どういう基準で今話が進んでるわけですか。千ピコでいいかんという根拠は何なのか、お示し願いたいと思います。

廃棄物減量化推進室長（阪本保雄 君） 土壌一グラム当たり千ピコグラム以上の土壌につきましての入れかえ、こういうのは今回、豊能郡美化センターダイオキシン対策検討委員会、これは学識者で調査され、そして一定評価されたわけでございますが、その中で一つには、ドイツの住宅地区の撤去の基準というのは千ピコグラムというのがございまして、これを準用してという考え方が出されたところでございます。

（鈴木和夫 君） ちょっと時間もありませんのであれですけど、あと四つ、島本にでも同じ間欠の焼却施設があるわけですよ。調査するというふうにおっしゃっていますけれども、いつをめどにできるんですか、この調査。その費用は、だれが持つのか。

廃棄物減量化推進室長（阪本保雄 君） 他の四つの間欠炉の調査でございますけれども、これの調査の大枠、いわゆる調査地点でありますとか調査内容、その大枠につきましては今月末をめどに一応示しまして、そして調査の費用につきましては関係町と協議して決めてまいりたいと、このように考えております。

（鈴木和夫 君） 一刻も早く、僕は今お話を聞いてまして、やっぱり大阪府が主導的に、現地の町でそこまでの対応はできないわけで、大阪府の立場で早急な、もう期限を切って、めどを決めて僕はやるべきだと思いますよ。目標も決めずに、ゴールも決めずにそんなことできるわけないわけでございまして、僕は当然、いついつまでにやるというようなお話があると思ってたんですけども、ちょっと残念でございます。

もう一点だけお尋ねしたいんですけども、ダイオキシンについては、お話聞くところによりますと、三百度から大体六百度の燃焼のときに大変ダイオキシンが発生するというので、そのダイオキシンの発生するものについては塩ビ系のプラスチック系統があるということで、サランラップとか消しゴムであるとか、そういうプラスチック製品が主力であるという。それを一番ダイオキシンの抑制というのは、ごみとして出さないということなんですけどね。

僕は不思議に思うのは、瓶とかガラスとか、あるいは空き缶とか、そういった形の分別収集はそれぞれの府下市町村でやっていますけれども、ペットボトルにつきましては平成九年四月からそういう形で分別という話になりましたけれども、プラスチック類については出さない方がいいわけでしょう。ダイオキシンを出さないでおこうと思えば、そういったプラスチック製品を出さない方がいいわけでございますね。そのときに、例えば府民の方々が分別をしたところで、分別収集が実際市町村はどこもされてないように認識しているわけですけど、その辺の対策はどうされているのか、お尋ね申し上げたいと思います。

廃棄物減量化推進室長（阪本保雄 君） 塩化ビニールを含みます廃プラスチックの削減対策といたしましては、府としては、平成九年四月から施行されております容器包装リサイクル法に基づき、分別収集を促進いたし

ますため、平成八年十一月に大阪府分別収集促進計画を作成いたしますとともに、容器包装リサイクル法の円滑な実施を図るため、府民、事業者等への啓発や未実施市町村におきますペットボトルの分別収集を促進するため、減圧圧縮機の補助制度の創設とともに、市町村に技術的支援を行ってきたところでございます。

さらに今後は、平成十二年度から対象となりますペットボトル以外のプラスチック容器や飲料用パック以外の紙製容器の分別収集を市町村が円滑に取り組みられるよう、分別収集に関する情報の収集提供等に努めてまいりたいと、このように考えております。

（鈴木和夫 君） 今、大阪府も市町村もそうですけれども、府民の方々には、要するに分別の排出をしないというふうに言うてはるわけですよ。ところが、受けとしては、今おっしゃったように平成十二年からなんです。僕は遅いと思いますよね。ですから、府民の方が大変ダイオキシンの今話題になっておって、出さないようにしようと思っても、分別をして排出をしたところで、分別して収集されないもんやから、一緒にごみとして出すわけですよ、燃やしてしまうわけですよ。ここに僕は、やはり行政としての対応の遅さというか、そういうものを感じるわけですから。

きょうは時間がありませんのであれですけれども、このことについての早急な、緊急を要する施策と思いますんで、よく市町村と連携をとっていただいでやられるのかどうか、最後にお尋ね申し上げたいと思います。

廃棄物減量化推進室長（阪本保雄 君） ただいま、確かに平成十二年からその他プラスチック、これが実施されるわけですが、現在その実施に向かって、現在プラスチックにつきましては再商品化の方法がまだ検討されておるところでございます、その再商品化の検討は間もなく明らかにされる。それに基づいて、今後十二年からの分別収集、これを着実に準備していくと、こういうことになっておりますので、これにつきましては円滑に取り組みれますよう市町村を指導してまいりたい、このように考えております。

（鈴木和夫 君） 以上で終わります。ありがとうございました。